

2019年度「埼玉県中小企業ものづくりAIトライアル補助金」募集要領

1 補助対象者

下記のすべてに該当する者

- (1) 中小企業等経営強化法第2条第1項第1号に規定する「中小企業者」であること。
- (2) 総務省が定める日本標準産業分類の「製造業」に属すること。
- (3) 埼玉県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を有すること、若しくは埼玉県内に技術開発又は生産の拠点を有すること。なお、本事業における補助対象物件は、原則として埼玉県内の事業所、又は開発・生産拠点で供用すること。
- (4) みなし大企業(同一の大企業で資本金の1/2以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の2/3以上を占めている企業、大企業の役職員が役員総数の1/2以上を占めている企業)でないこと。
- (5) 埼玉県内で引き続き1年以上事業を営むこと。
- (6) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (8) 代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。
また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者も対象外とする。

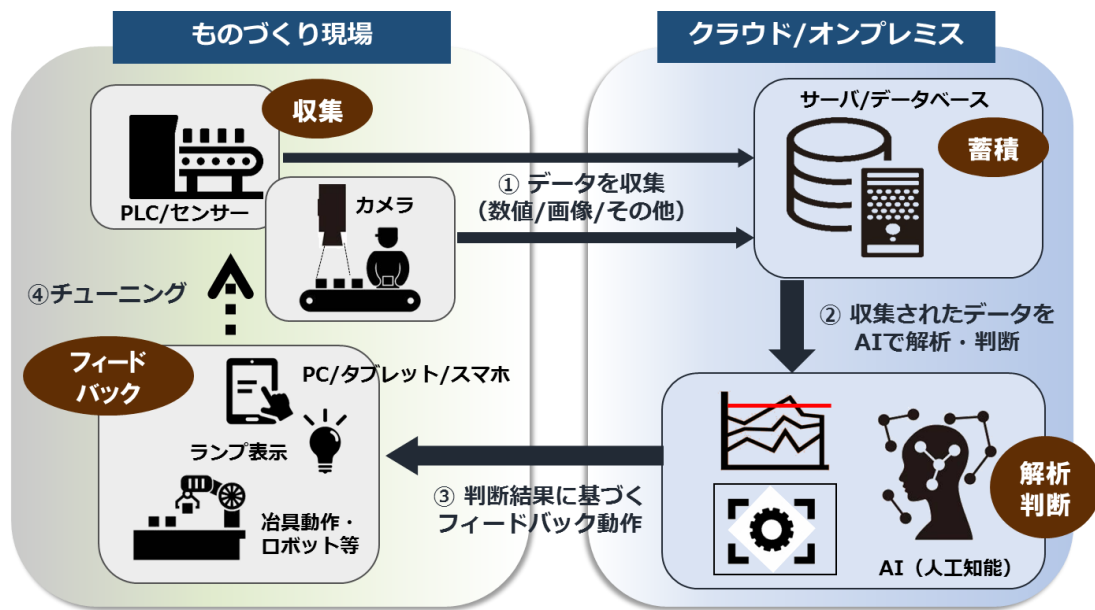
2 対象事業と目標設定

この補助事業は、埼玉県内の中小企業(製造業)が、労働生産性向上、作業効率化、製品品質向上、売上向上等の指標を設定した上、IoT(モノのインターネット)と呼ばれる技術を活用した仕組みで収集されたデータに対し、AI技術を活用して解析・予測・判断し、その結果をフィードバックする一連の仕組み(以下「システム」と呼ぶ)を構築するものを対象とする。目標の設定に当たっては、AIの活用による認識率、適合率等の評価指標を元に、生産指標や品質指標の良化或いは効率性向上、コスト削減等の指標を設定し、それをもとに経営の改善につなげる取り組みを行なうことが必要である。なお、新製品開発は補助事業の対象外とする。

実施に当たっては、下記の要件に該当することを前提とする。

- (1) 事業内容は、必ずIoT技術及びAI技術を活用した内容とすること。また、AIによって判断された事に対して、何らかのフィードバック機能を有すること。
次頁に、参考例を示すが、IoT技術、AI技術及び判断結果による何らかのフィードバック機能を有していれば、参考例と異なるシステム形態であっても良い。

(IoT+AI+フィードバック機能構成図の参考例)



(2) ものづくりに結び付く事業内容であるとともに、AI活用による評価指標を元に、経営改善に結びつく数値目標を設定すること。

(例： AI活用評価指標： 認識率、正答率、適合率、その他AI性能評価関数等)

経営改善指標： 生産性向上、リードタイム短縮、品質強化、コストダウン、競争優位性向上、売上向上等)

- (3) 2020年2月29日までに、システムを導入・稼働させ、経営改善目標の達成が見込めること。なお、2019年12月の中間検査において、2020年2月29日までの稼働が見込めない場合は、補助を中止することがある。(進捗度により補助金交付決定額から減額する。)
- (4) 2020年2月29日時点で、目標とする指標が達成できていなくても、その後、対策を実施することにより、目標達成の見込みがあることを示すことが必要である。なお、当初設定目標を変更せざるを得ない場合には適宜報告することとし、公社にて内容を判断し、変更を了解することもある。
- (5) 補助事業の遂行は補助事業採択企業が主体となって取り組むものであり、外部のシステム開発業者に全面委託という形態をしてはならない。
- (6) 本事業を的確に遂行する体制、人員等を有していること。また、本事業を遂行できる能力を有するプロジェクトマネージャーを選任すること。
- (7) この事業を通して、IoT+AI活用のノウハウを確立し、県内中小企業への波及効果が見込まれるものであること。
- (8) 補助対象物(IoT機器、AI機器等及びそのソフトウェア)が設置される事業であること。なお、AIソフトウェア開発のみの事業は対象外とする。
- (9) システム構築に当たっては、パッケージ型のソフトウェア(IoT、AIともに)もしくはオープンソース型のソフトウェア(例えば、AIの場合“TensorFlow(Google社)”など)等を活用し、新規構築、或いは自社事業に合わせたカスタマイズなどのシステム開発作業を行うものとする。

- (10) 補助事業としての採択後、補助事業の情報(企業名、事業テーマ、補助金額、実施内容(企業秘密部分は除く)等の公表・公開が可能であること。(事業実施後に視察の受け入れやセミナー等での導入成果等を公表していただくことがあります。)
- (11) 2019年度中の他の補助金、助成金を活用する事業でないこと。なお、他の補助・助成事業と同時期に採択されるとともに、その補助・助成を辞退しないときは、本事業における採択を取り消すこととする。

3 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費(別表)で、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とする。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生し、2020年2月29日までに支払が完了している経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

4 補助率等

補助率は、補助対象経費の3分の2以内とし、補助上限金額は500万円とする(消費税は補助対象外)。

5 必要書類

- (1) 事業計画書(交付要綱第7条様式1号)(原本1部、写し9部)
- (2) 事業税に係る納税証明書(直近1期分)(1部)
- (3) 決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書を含む)(10部・直近3期分)
- (4) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票)(1部・3か月以内のもの)
- (5) 会社案内(10部)
- (6) 補助事業計画を説明する追加の参考資料(10部)
- (7) 事業の積算根拠となっている機器、ソフトウェアパッケージのカタログ類

(積算根拠の妥当性の確認のため)

なお、開発に当たって、仕様変更等により機器もしくはソフトウェアパッケージが変更になることを阻害するものではない。(10部)

- (8) 他の補助金を受けたことがある場合や現在申請中の他の補助金がある場合は、その補助金名、補助年度、補助事業の概要を記載した書類(10部)

※上記の(1)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)は1部ずつ順に組み、クリップ等で止めてください。

6 受付期間

2019年4月8日(月)～5月15日(水) 17時必着

7 申請方法

受付期間内に申請者が直接、必要書類を公益財団法人埼玉県産業振興公社(新産業振興部IoT・技術支援グループ(北与野事務所))に持参又は郵送する。

8 審査

書面審査で一定の評価を得た企業に対して、二次審査として5月下旬に現地審査、6月上旬に面接審査(事業計画のプレゼンテーション)を行い、採択企業を決定する。結果は平成30年6月中旬頃に通知する。

9 補助金の支払

補助金の支払は、補助対象者が提出する事業完了報告書の審査及び確定検査(証拠書類及び現場の検査)を実施し、補助金額を確定した上で、精算払いにより行う。

10 補助事業実施に当たっての留意点

別紙のとおりとする。

11 その他

この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要領は、2019年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費	
経費区分	内容
機械装置・器具購入費、ソフトウェアパッケージ購入費	システムとして構成される機械装置、センサー・カメラ等のIOT及びAIを構成する装置・部品、通信機器類の購入、あるいは自社製造費用(社内労務費を除く)、据付け、パッケージソフトウェア(業務、IOT、AIなど)購入及び設定費、機器借用、保守又は修繕に要する経費 <注意事項> システム導入目的以外の機械設備やIT設備等汎用性設備は対象外とする。(例えば、事務処理用のPC関連やスマートフォン、プリンタなど)
クラウド使用料等	システムとして利用するクラウドの使用料及び通信費等の使用料。クラウド使用料、機器リース、通信費、保守、その他借用等の費用は、交付決日以降に契約し、2020年2月29日までに支払った費用とする。
委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費(委託契約)。 ① システム開発などの構築に必要な作業で外部に委託する費用等が対象となる。 ② 委託費は、原則として補助額の1/2を超えないものとする。
技術指導費	IOT+AIシステム構築を行うに当たって、外部(専門家等)から技術指導を受ける場合に要する経費。 開発を委託する会社と同じ企業から技術指導を受ける場合には、一連のシステム開発の作業と判断し、技術指導費ではなく委託費とする。
外注費	IOT+AIシステムを構築するのに必要な既存工作機械装置の設計、改造及び電気工事等の外注に必要な費用
その他経費	上記以外で、理事長が必要と認める経費

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

【別紙1】

(補助事業実施に当たっての留意点)

交付決定を受けても、下記の条件、制限に違反した場合には、交付決定の取り消しや補助金の返還を求められることがある。

[1] 事業実施における義務事項

- ① 経費支出状況表の作成
- ② 事業記録の整備保管(補助事業終了後5年間)
- ③ 補助事業に係る機械装置、IoT/AI関連機器、パッケージソフトウェア等の保管(補助事業終了後5年間)
- ④ 補助対象物件の他用途使用の禁止(成果物の転売、他システムへの転用)
- ⑤ 補助対象物件に対する表示

※以下については、該当する場合は義務事項が発生する。

- ⑥ 事業計画の変更(中止、廃止を含む)の制限
- ⑦ 財産処分(5年間)

[2] 経理における義務事項

- ① 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管(補助事業完了後5年間)
- ② 補助対象経費の支出は原則として金融機関への振込とする。なお、10万円未満の支出については領収書など証拠書類があれば現金払いも可とする。
- ③ 補助事業物件の速やかな検収

[3] 報告書類の提出について(いずれも様式指定)

- ① 中間報告(状況報告書)〔提出時期:2019年12月11日(水)〕
- ② 完了報告(実績報告書)〔提出時期:2020年3月10日(火)〕
- ③ 経営改善状況報告書〔提出時期:補助事業完了後5年間/毎会計年度終了後15日以内〕
※以下の報告書類は該当する場合に提出する。但し、下記の事項に関しては申請後、是非に関しては、公社と県が協議の上、判断する。
- ④ 計画変更承認申請書
- ⑤ 計画の中止(廃止)申請書
- ⑥ 遅延報告書
- ⑦ 産業財産権取得等の報告(③の報告書に記載)

[4] その他注意事項

- ① 機械装置等の購入については、補助事業に係るシステム開発並びに稼働等に限定して使用するものでないと対象とならない。
- ② システム構築時に仕様変更によって機器の価格・ソフトウェアの価格が著しく減少した場合には、補助金の負担額削減の可能性はある。その場合には、12月に提出された中間報告書の

内容を吟味して判断する事とする。

- ③ 補助事業で開発したIoTシステム、AI システムの事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を公社へ納付(納付額は補助金額以下)することがある。
- ④ 補助事業完了後の確定検査を経て補助金を交付する精算払いとなるので、補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行すること。